

奈良教育大学派遣留学プログラム等に関する誓約書

奈良教育大学長 殿

私は、奈良教育大学派遣留学プログラム等（以下、「プログラム等」という。）に応募及び参加するにあたり、下記項目を遵守し、自己の責任において安全に十分注意して行動することを誓約します。

なお、誓約事項に反したことが原因で交換留学派遣学生等の資格を取り消されたり、奈良教育大学の支援を受けられなくなったりしても、私は、奈良教育大学に異議を申し立てません。

1. 手続き、選考について

- 1-1. プログラム等の趣旨を十分理解し、奈良教育大学（以下、「本学」という。）を代表しているという自覚を持ち、本学の学生として十分な良識と責任を持って行動し、派遣先大学での学業に精励するとともに本学の国際交流に貢献すること。
- 1-2. 派遣留学生として決定された後においては、正当と認められる理由以外での辞退はできないこと。また、派遣期間も正当と認められる理由のない限り、変更できないことを十分理解したうえで応募すること。
- 1-3. 応募にあたっては、心身共に留学に十分耐えうる健康状態であること。また、持病等により特別な配慮が必要な場合は必ず事前に申し出ること。
- 1-4. 最終的な留学許可の決定権は派遣先大学にあり、派遣留学生に決定した後でも、派遣先大学から受入れが許可されず派遣できなくなる場合もあることを承諾すること。
- 1-5. 留学に必要な手続き（派遣先大学に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザの取得、航空券の手配、居所の手配、保険加入、本学における留学手続、単位認定手続、その他大学から求められる確認書類等）を十分に確認し、自らの責任において行うこと。

2. 派遣前について

- 2-1. 派遣にあたっては、空港検疫・防疫並びに派遣先大学からの各種ワクチン接種要請に適切に対応すること。また、これらの対応にかかる一切の費用については個人負担とすること。
- 2-2. 渡航前に、出発日から帰国日までの全期間を補償期間とする本学指定の学研災付帯海外留学保険に加入すること。また、派遣先大学から現地保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入すること。
- 2-3. 学研災付帯海外留学保険の補償内容は渡航前によく確認し、補償対象の事由と免責事由を把握するとともに、父母等家族にも内容を確認してもらうこと。また、疾病・事故等で発生した費用のうち、学研災付帯海外留学保険の補償額を超えた費用は個人負担とし、本学に対し補償を求めないこと。

3. 派遣中について

- 3-1. 派遣期間中は、派遣先の国・地域で適用される法令、派遣先大学及び本学の諸規則を遵守するとともに、指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国・地域の公序良俗に反することがないように注意すること。薬物・武器・模造品の購入・所持や使用については、派遣先の国・地域で適用される法令のみならず、日本国の法令で禁止されていることについても行わないこと。
- 3-2. 派遣先の国・地域の文化・習慣・マナーを理解し、また尊重すること。
- 3-3. 外務省や現地在外公館が発出する最新の現地に関する安全情報を参照し、十分理解した上で渡航・滞在すること。派遣期間中は、常に安全の確保に努め、テロ、暴動、犯罪、事故、災害など、危険と判断される場所には近づかないこと。万一、テロ、暴動、犯罪、事故、災害などに遭遇した場合には、自分の身の

安全を第一に考えて行動し、自身の状況について速やかに本学に申し出ること。

- 3-4. 派遣中の災害、テロ、事故、疾病、犯罪等による人的及び物的損害について、本学に対し一切の責任を問わないこと。また、自らの故意または過失により生じた損害や事故、個人間でのトラブルについても各自がその責任を負い、本学に対し一切の責任を問わないこと。
- 3-5. 派遣先大学が所在する国・地域の治安・状況によっては、本学が派遣の中止・延期又は帰国勧告を決定することがあることを理解し、その指示に速やかに従うこと。また、学業成績や行動に問題がある等の理由で、本学または派遣先大学が途中帰国を勧告する場合があることを認識し、その場合これに従うこと。これらの通告による派遣の中止・延期又は帰国に際して発生する費用は個人負担とし、本学及び派遣先大学に請求を行わないこと。
- 3-6. 派遣期間中に新型コロナウイルス等の感染症に罹患した場合は速やかに本学に申し出ること。
- 3-7. 派遣期間中の連絡先に変更があった場合は、速やかに本学へ届け出ること。また、旅行などで派遣先の国を離れる場合や一時帰国する場合は、本学へ届け出ること。なお、休暇期間中等の個人的な旅行は自己責任とすること。
- 3-8. 派遣先では車両（自転車を除く。）の運転並びに学研災付帯海外留学保険にて補償されない活動は行わないこと。
- 3-9. 留学期間中は、原則アルバイト等の就業を行わないこと。
- 3-10. 派遣中並びに派遣後は、所定の届け出及び報告書を本学に遅滞なく提出すること。
- 3-11. 正当と認められる理由のない限り、プログラム等終了後すみやかに帰国し、引き続き本学に在籍すること。

4. 派遣後について

- 4-1. 本学が開催する派遣留学説明会等での体験談発表や本学刊行物への留学体験の寄稿へ積極的に協力すること。

5. そのほか

- 5-1. 個人情報について、本学、派遣先大学、危機管理会社、加入保険会社、関係省庁及び在外公館が事故時の対応、学生及び父母等家族との連絡、プログラム等実施のために共有、利用することに同意すること。また、派遣先大学で取得した成績情報、生活面の情報などを含む個人情報をプログラム等運営のため又は他の学生の安全を守るために、本学が派遣先大学から提供を受けることに同意すること。

年 月 日

学部専修／研究科・学年：

学生番号：

氏名（自筆）：

上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保証人氏名（自筆）：